

2019年3月28日 参議院議員会館

第183回 平和をつくり出す宗教者ネット院内集会

課題 望月さん事件は、ビッグチャンスです

発言者 日蓮宗教師・弁護士山口紀洋 t.yamaben@gmail.com

政府・菅官房長官（以下、役職を適正になしていないので、菅氏と言います）の起こした望月記者事件は、望月さんが政府と菅氏のもっとも嫌う部分、数々の嘘が明らかになる弱点を、突き刺したことによって起きたものです。

安倍氏の憲法破壊暴走の前哨戦であり、我々は強い警戒心と怒りを安倍政権に抱かねばなりません。しかし劇場型社会となった日本に、これほどの鋭い感性と使命感に満ちた記者が誕生し、同時代に活動していることは、大いに喜ばねばなりません。

昨年、望月さんの菅氏記者会見で、辺野古埋立問題に関して埋立が適法に進んでいるか確認ができておりません、という質問について、首相官邸報道上村室長が12月28日付で、沖縄防衛局は埋立工事前に埋立材が仕様書通りで、質問は事実に反する。と主張し、菅氏の記者会見の意義が損なわれことを懸念するなどと、記者・国民を恫喝したことに始まります。

望月さんを含め新聞記者を的としたこの言論弾圧で、もっとも大切なことは、新聞労連の2月5日付の抗議にある、埋め土の赤土などの混入率が、政府が昨年12月6日に参議院外交防衛委員会で、おおむね10パーセント、という説明をしたが、その後それがどう変わり、現在どうなっているか、それはどうしてなのか、それは適正手続と言えるか、を確認することです。

しかし沖縄県の環境汚染立ち入り検査を沖縄防衛局は応じなかつたのです。

私は、実はこれは安倍首相流の引っかけ論法で、菅氏の方が嘘を言っている確率が高いと思います。従って、本件で記者会見を実質に否定していること、言論弾圧を抗議することは当然必要ですが、それと同時に事実で攻めていくこと、埋立手続が違法ではないかと、事実で攻めて行き、菅氏の陰謀を暴くことも必要と思います。

本件は、安倍、菅氏の無法国政の一環です。従って三権分立の原理から言えば立法府が活動しなければなりません。国政調査権の発動も数で妨害されますが、最終的には野党議員の活発な追及とマスコミとの共闘、そして世論と更には次回選挙での国民の議員選択が効を奏すと思います。

3月14日には、マスコミ労組が首相官邸前で抗議行動をし、名指しで記者個人を良い悪いと言うのは、権力の逸脱、傲慢、人権に反するものと厳しく批判しました。望月さんもこの無法が、沖縄紙など他の記者にも及んでいると危惧し、記者の背後には声なき市民がいることを、政府は想像出来ないのだ、と糾弾しました。

辺野古埋立での赤土問題は、カラーの新聞を見れば一目瞭然です。にもかかわらず菅氏は、質問でなく、決めつけだ、間違った前提、間違った質問はさせない、と言っておそろしい権力の強圧的本性を見せたのです。本来は、菅氏が間違っていると思えば、証拠を添えて説明すればすぐにすむことです。

私は弁護士ということで、主催者から言論弾圧の法的な分析を求められましたので、政府と菅氏の問題、国民の国政を知る権利の否定と憲法侵害の点を、先ず憲法の前文で確認したいと思います。

ご存じの通り、憲法前文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあります。菅氏の今回の言動はどうですか。事件が、米軍の新基地建設で起こっているということが、そもそも憲法理念に反します。

「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」、政府、菅氏は、権威は森羅万象の神、安倍氏にあると思い込んでいます。 言論弾圧は、言うまでもなく民主主義の崩壊をもたらすものです。

次は政府・菅氏の言動の、憲法条文違反を指摘します。

11条の基本的人権規定で、国民の国政に対する、発言・主張・質問権は認められています。

12条の人権保持の責任規定では、望月さんは、まさに公共の福祉のために人権・国民権を行使したものです。

13条の個人の尊重規定に対して、今回の菅氏の記者に対する誹謗中傷はどれだけ規定を侵害していることでしょう。

14条の法の下の平等規定は、特に菅氏の女性と信条による差別が、問題です。菅氏の差別の仕方は虚偽の主張、濡れ衣によって、天職である職業を奪おうとしたのです

15条の公務員の全体奉仕者性の規定に、安倍氏と菅氏は味方のみの奉仕者になつたいます。

16 条の請願権の規定も、望月さんは実質的な請願とも言える国政に関する事実の質問をし、かかる請願をしたことによって、あらゆる差別待遇を受けています。

17 条の国家賠償請求権の規定は、請求の根拠としては特定具体的な法律違反を根拠とするものですが、憲法 99 条の憲法擁護義務違反で提訴することも出来ます。望月さんは提訴には慎重を期するでしょうが、公務員の不法行為があれば、損害賠償をする文化を日本に広げて行くことは意味あることです。私はタバコ事件でいい加減な審理をした裁判長を訴えました。

19 条の思想良心の自由の規定こそ、望月さんをもっとも保護し、勇気づける規定でしょう。

21 条 1 項の集会結社表現の自由は、一切の表現の自由を保証していますから、望月さんの質問も当然尊重され、保護されます。

同条 2 項の検閲の禁止規定も重要で、報道室長の本件申入書は、実質的には質問の事前検閲を加えたものなのです。

このように憲法を列举しましたのは、日本国憲法が国民 1 人ひとりに目配りの効いた、特に女性に関しても保護する、如何に素晴らしいものであるかを、この機会に実感して貰うためです。そして逆に、現在の安倍政権・菅氏は、如何に憲法を無視し、憲法破壊を目指しているかを明らかにするためです。

そこで元参議院議員平野貞夫氏と私は、現在、安倍氏の憲法破壊行為を阻止するために、安倍氏の 2014 年の集団自衛権行使の閣議決定行為などを、刑法第 78 条内乱予備罪で検事総長に刑事告発をしているのです。

菅氏の執拗な望月さんの取材妨害と威圧の本質は、相手の人格否定の論理です。菅氏の論理はまるで憲法を逆転しているのです。民主主義は読んで字の通り、民の望月さんが主であり、国の菅氏は公僕であるべきです。菅氏はサービスの方向を完全に間違えています。

だからこそ望月さん事件は、森加計問題、辺野古埋立問題、統計偽造問題等が追及される状況で、政府は苦し紛れに、記者の誹謗中傷をなしているのです。

最後に、望月さんの今後の支援です。東京新聞を定期購読する。著書を買う。著書の「独裁者」 KK ベストセラーズ社発行の最後には、私達が政治で出来ることまで書いてあります。集会に出て支援する、カンパする。ノーベル賞をはじめ各賞の受賞を推薦する。しかし、一番大切なのは、望月さんに今後さらに鋭い記者会見、質問をして頂く、環境を作ることです。以上